

## 鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 住宅

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。）附属第Ⅱ編ロ-16-(12)で引用するイ-16-(12)（以下「附属第Ⅱ編16-(12)」という。附属第Ⅲ編においても同じ。）-① 1. 第2項第一号に定める住宅をいう。

#### (2) 建築物

住宅以外の建築物をいう。

#### (3) 擁壁

住宅又は建築物の敷地を保全するために設置される鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない構造の擁壁をいう。

#### (4) ブロック塀

補強コンクリートブロック造又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀をいう。

#### (5) 対象建物等

住宅、建築物、擁壁若しくはブロック塀をいう。

#### (6) 耐震診断

国要綱附属第Ⅱ編16-(12)-① 3. 第一号イ、ロ 又は第二号イ、ロに定める耐震診断をいい、別表1、別表2、別表4又は別表7の補助要件に定める耐震診断基準により行われるものをいう。

#### (7) 改修設計

国要綱附属第Ⅱ編16-(12)-① 3. 第一号ハ、第二号ハ又は第四号イに定める耐震化のための計画の策定（工事監理を除く）をいう。

#### (8) 耐震改修、建替又は除却

国要綱附属第Ⅱ編16-(12)-① 3. 第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号又は第十四号に定める耐震改修、建替又は除却をいう。

#### (9) 耐震改修等

耐震診断、改修設計、耐震改修、建替又は除却をいう。

#### (10) 設計図書

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第12号に定める書類をいう。

#### (11) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」

一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」をいう。

#### (12) 指針

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号（別添））をいう。

#### (13) 要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。

#### (14) 防災拠点建築物

耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定する建築物をいう。（鳥取県耐震改修促進計画に記載された建築物に限る。）

#### (15) 通行障害既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号又は第6条第3項第1号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物をいう。（耐震改修促進計画に記載された建築物に限る。）

- (16) 緊急輸送道路沿道等建築物  
国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第六号で交付対象となる住宅及び建築物をいう。
- (17) 避難路沿道等建築物  
国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第七号で交付対象となる住宅及び建築物をいう。
- (18) 避難所等  
国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第八号で交付対象となる建築物をいう。
- (19) 特定天井  
国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第九号で交付対象となる天井をいう。
- (20) 耐震シェルター  
地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（部屋型のものに限る。）で、国、地方公共団体等により一定の評価を受けたものをいう。
- (21) 非構造部材  
屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔、その他建築物の屋外に取り付けるもの及び建築設備をいう。
- (22) 耐震診断義務付けブロック塀  
通行障害既存耐震不適格建築物のうち耐震改修促進法施行令第4条第2項に規定するブロック塀をいう。
- (23) 避難路沿道ブロック塀  
市町村が地域防災計画又は耐震改修促進計画に記載する避難路沿いにある既存不適格ブロック塀をいう。
- (24) アクションプログラム  
国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①2. 第2項で定める住宅耐震化緊急促進アクションプログラムをいう。

#### (交付目的)

第3条 本補助金は耐震改修促進計画に基づき、住宅、建築物、擁壁（住宅又は建築物に付属するものに限る。以下同じ。）及びブロック塀の耐震診断及び耐震改修並びに住宅・建築物の建替及び除却（耐震改修に代えて行うものに限る。以下同じ。）を促進することにより、これらの安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを促進することを目的として交付する。

#### (補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業について、国要綱に基づいて事業を行う市町村に対して予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、間接補助事業に係る補助の対象が同一である県の他の助成制度を利用しているものには、本補助金は交付しないものとする。

- (1) 木造住宅耐震化促進事業  
既存木造住宅を対象に市町村が行う耐震診断事業又は既存木造住宅の耐震診断、改修設計若しくは耐震改修に要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助対象経費若しくは間接補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額（以下、「補助内容」という。）は別表1に定めるとおりとする。
- (2) 非木造住宅耐震化促進事業  
既存非木造住宅を対象に市町村が行う耐震診断事業又は既存非木造住宅の耐震診断、改修設計若しくは耐震改修に要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表2に定めるとおりとする。
- (3) その他の住宅耐震化促進事業  
既存住宅の建替若しくは除却、耐震シェルターの設置又は既存屋根瓦耐震対策に要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表3に定めるとおりとする。
- (4) 建築物耐震化促進事業  
既存建築物（要緊急安全確認大規模建築物、防災拠点建築物、通行障害既存不適格建築物、緊急輸送道路沿道等建築物、避難路沿道等建築物、避難所等を含む）の耐震改修等に要する費用の一部を当該建築物の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は

別表4に定めるとおりとする。

(5) 特定天井耐震対策事業

既存建築物の特定天井の耐震対策に要する費用の一部を当該建築物の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表5に定めるとおりとする。

(6) 非構造部材耐震対策事業

既存住宅、建築物及び避難所等の非構造部材（窓ガラス、天井、照明設備等）の耐震対策に要する費用の一部を該当住宅及び避難所等の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表6に定めるとおりとする。

(7) ブロック塀耐震対策事業

既存ブロック塀の除却又は改修（除却した範囲に行う軽量なフェンス・生垣等での復旧）に要する費用の一部を該当ブロック塀の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表7に定めるとおりとする。

(8) 耐震化普及啓発学習会事業

住宅耐震化の普及啓発を目的として、県内の住宅の所有者等に対して市町村が学習会、出前説明会、戸別訪問等を開催する事業をいい、補助内容は別表10に定めるとおりとする。

(9) 木造住宅耐震化総合支援事業

アクションプログラムを策定し、当該プログラムに基づく取組の進捗状況を把握、検証、公表する市町村に存する木造住宅の改修設計及び耐震改修を総合的に行う費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表11に定めるとおりとする。

(10) 非木造住宅耐震化総合支援事業

アクションプログラムを策定し、当該プログラムに基づく取組の進捗状況を把握、検証、公表する市町村に存する非木造住宅の改修設計及び耐震改修を総合的に行う費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいい、補助内容は別表12に定めるとおりとする。

2 前項各号の事業に係る間接補助対象経費の額については、仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、当該申請に係る市町村事業又は間接補助事業（以下「対象事業」という。）について、国要綱に基づく国の補助金の交付決定の通知を市町村が受理した日、又は当該交付決定が確実に見込まれると市町村が確認した日以降に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、間接補助事業に係る仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 間接補助事業について本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項各号に規定する事業に係る間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金に係る補助対象経費の3割（経費の3割に相当する金額が3,000千円以下であるときは3,000千円）を超える減額に係る変更以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 前条第1項に規定する変更該当しない変更

(2) 間接補助事業の中止又は廃止

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、原則として対象事業の完了又は間接補助金の交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第4号によるものとする。

3 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（第1項の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月10日までに様式第5号により行わなければならない。

4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以

下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、本補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第12条 補助事業者は、間接補助事業について本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月13日から施行し、平成17年度の間接補助事業から適用する。

(鳥取県震災に強いまちづくり促進事業の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、平成17年10月12日限り廃止する。
  - (1) 鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（平成15年3月26日建第1037号鳥取県県土整備部長通知）

(経過措置)

- 3 この要綱の施行後、平成17年度に限り、第6条第1項の規定の適用については、同項中「毎年4月30日までに」とあるのは、「12月28日までに」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年5月30日から施行し、平成18年度の間接補助事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この改正の施行前に鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定により交付決定が行われた間接補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年5月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正の施行前に鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定により交付決定が行われた間接補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成20年4月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正の施行前に鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定により交付決定が行われた間接補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成21年5月14日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成21年7月31日から施行し、平成21年6月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成22年4月30日から施行し、平成22年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成22年12月28日から施行し、平成22年12月28日以降の補助事業から適用する。

2 第4条第1項第4号の規定は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この改正は、平成23年7月14日から施行し、平成23年7月14日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年7月3日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成26年1月14日から施行し、平成26年1月14日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成26年6月23日から施行し、平成26年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年10月22日から施行し、平成30年10月22日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和元年7月19日から施行し、令和元年7月19日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和元年10月21日から施行し、令和元年10月1日以降完了の補助事業について適用する。

附 則

この改正は、令和2年3月25日から施行し、令和2年4月1日以降の補助事業から適用する。